

連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法 人 名	()
-------------	-------	-------	-----

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄、「8」、「14」及び「21」並びに「23」、「24」及び「26」の各欄は、連結法人の各連結事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区 分	収 入 金 額	①について課される	②のうち控除を受ける
		所 得 税 額	所 得 税 額
	①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円	円	円
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）			
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配			
割 引 債 の 償 還 差 益			
そ の 他			
計			

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個 別 法 人 による 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本	所有期間割合	控除を受ける
		7	8	9	所有 期 間	$\frac{10}{9}$ (小数点以下3位未満切上げ)	所 得 税 額 (8) × (11)
		円	円	月	月	11	12 円

銘 柄 別 簡 便 法 による 場 合	銘 柄	各連結法人の	各連結法人の	各連結法人の	各連結法人の	$\frac{15-16}{2}$ 又は12	所有元本割合	控除を受ける
		収 入 金 額 の 合 計	所 得 税 額 の 合 計	配 当 等 の 計 算 期 末 の 所 有 元 本 数 等 の 合 計	配 当 等 の 計 算 期 首 の 所 有 元 本 数 等 の 合 計	(マイナスの 場合は 0)	$\frac{16+17}{15}$ (小数点以下3位未満切上げ (1を超える場合は1))	所 得 税 額 (14) × (18)
		13 円	14 円	15	16	17	18	19 円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名	支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	収 入 金 額	控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考
			20 円	21 円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
計					

個 別 帰 属 額 の 計 算

連 結 法 人 名	個 別 帰 属 額 (23の計) + (25の計) + (26の計)		22
銘 柄 等	配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額	銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	配 当 等 以 外 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の うち 当 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 所 得 税 額
	(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	
	23 円	24 円	25 円
			26 円
計			